

(参考) 2018 年度車上作動処理監査結果

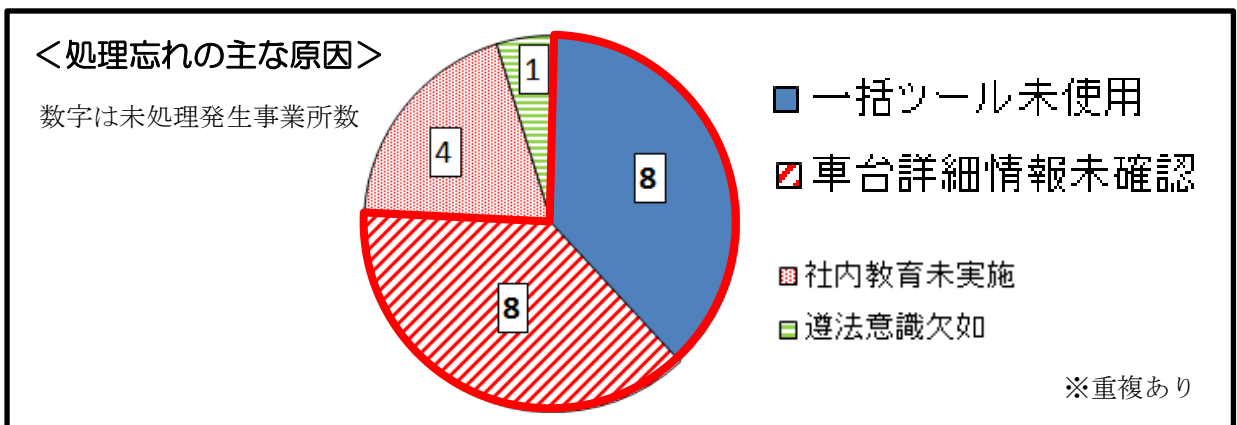
1. エアバッグ類の処理忘れ状況

車上作動処理現地監査におけるエアバッグ類の処理忘れ状況を分析したところ、以下のような結果となりました。エアバッグ類の処理忘れ、若しくは処理忘れに繋がる作業手順等が確認された場合には、エアバッグ類車上作動処理業務規約に基づく措置（車上作動処理の登録取消・一時停止等）を実施しておりますので適正処理の徹底をお願いいたします。

① 処理忘れの原因

エアバッグ類の処理忘れが確認された事業所において、「一括作動処理ツール未使用」と「車台詳細情報未確認」が主な原因として確認されました。車台詳細情報を確認せず業務を実施していた場合、規約第7条の規定に従い、登録の取消し、または一時停止を行う場合があります。

車台詳細情報の確認は必ず実施して下さい。
一括対応車は一括作動処理ツールを使用して下さい。



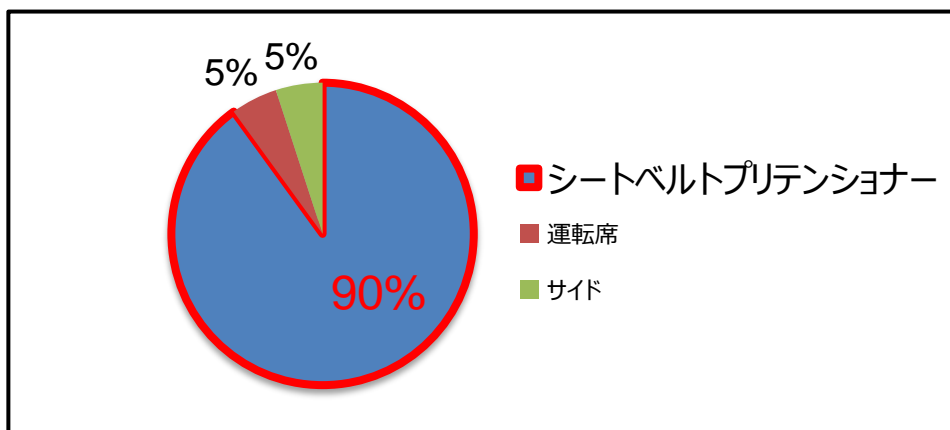
② 一括作動処理ツール使用時の注意

一括作動対応車において、一括作動処理ツールを使用しても断線等の理由でエアバッグ類の一部が作動しない場合があります。作業後はエアバッグ類の作動確認を行い、作動していなかった場合は個別作動処理を実施、それでも作動しない場合は取外回収を実施してください。

③ 処理忘れ部位

シートベルトプリテンショナーの処理忘れが大多数を占めていました。

エアバッグ類の装備個数は年々増加しておりますので、装備箇所は必ず確認してください。



2. 処理忘れへの対策

作業工程ごとに以下の対策を実施し、確実な処理をお願いいたします。

▶ 作業前…装備確認時における「車台詳細情報」の活用



▶ 作業中…一括作動処理ツールの使用



▶ 作業後…全てのエアバッグ類が作動しているかの確認

※確認後は作業結果を速やかに管理台帳に記載してください。

管理台帳を作業場以外で記載する場合は、一旦メモ等に作業結果を記載してください。

(口頭による結果の伝達は、間違いの原因になりますので、必ずメモを取ってください)

3. エアバッグ類の不適正保管状況

エアバッグ類の不適正保管事例が多数発生しています。自動車メーカー等に引渡す以外の目的でエアバッグ類を保管していた場合、規約第7条の規定に従い、登録の取消し、または一時停止を行う場合があります。

4. エアバッグ類の購入等の禁止

エアバッグ類を購入した事例が発生しています。オークション等によりエアバッグ類を購入した場合、遵守事項第8項により登録の取消しを行う場合があります。

5. 監査等に関する情報を許可なく第三者へ開示・公表することの禁止

監査等に関する情報（報告書・監査場面の写真等）を許可なく第三者（同業者・インターネット等）へ開示・公表した場合、規約第7条の規定に従い、登録の取消し、または一時停止を行う場合があります。

6. 未処理車台の先行報告・記録状況

エアバッグ類の先行報告・記録事例が多数発生しています。エアバッグ類を処理する前に車上作動作業済みとして引渡報告実施、または実績記録を作成していた場合、規約第7条の規定に従い、登録の取消し、または一時停止を行う場合があります。

7. 不適正事象再発時（未改善）の対応

不適正事象が繰り返し発見された場合、軽微な指摘であってもエアバッグ類車上作動処理業務規約第7条の規定に従い、登録の取消し、または一時停止を行う場合があります。

8. 事業者／事業所情報の変更に伴う書類更新の対応

事業者／事業所情報の変更等があった場合、自治体のみに申請を実施している事例が散見されています。併せて自再協にも必ずご連絡いただきますよう、お願いいたします。

車上作動処理即時停止について

重大な不適正事象が発生した場合、エアバッグ類車上作動処理作業を即時停止とする場合があります。その際、当日以降エアバッグ類車上作動処理作業は停止し、取外回収の実施となります。